

A 様

神戸市監査委員	佐 伯 育 三
同	崎 元 祐 治
同	芦 田 賀津美

老人クラブに対する補助金の支出に関する住民監査請求について（通知）

平成 22 年 6 月 30 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 22 年 6 月 30 日付をもって受付けた住民監査請求書は次のとおりである。

神監 1 第 83 号で住民監査請求書の不受理を受領しました。

御指摘の地方自治法第 242 条と 2 項について資料 No 8・No 9・No10 を追加し、神戸市職員の公金支出が不当行為に該当するので〔住民監査請求〕する。

第 1. 追加資料

No 8～民法 第 709 条（不法行為による損害賠償）

第 719 条（共同不法行為者の責任）

第 724 条（不法行為による損害賠償，請求権の期間の制限）

知った時から 3 年間…不法行為の時から 20 年で時効消滅

No 9～（左側）神市保高高第 114 号 H20.4.22A 宛．公文書

〔 末尾 2 行に「なお、今回の募金については、以前からご説明させていただいたとおり、有志の方々が自主的に実施したものであり、本市の指導の対象外と考えています。」

.....(注) 会則第 9 条（総会）の議決機関で議決した会員制を根拠にした月例会と P 会の 2 会場で、事業計画（補助要綱第 11 条により市へ毎年提出している）を実施してい

る会場で非議決の交通安全会の個人募金をさせたのは、議決権の侵害に当る。

└─▶ 非会員

(右側) B氏の文書下欄に 20-3-26 北区C課長・D係長と関与者(X・Y・Z)が記入メモ

No10～議決(左側) } 広辞苑より～概念
機関(右側) }

第2. 資料 No4 (左側) ～関与者のY (Xもレポートの右側記載の如く被請託) のレポート
「交通安全会(非会員.Z)へのカンパ」文書を渡した(第4-3-(1)～(6))

- ・定義の運営基準に準拠
 - ・会員制
 - ・事業計画(補助要綱第16条(4)…事業計画を大幅に変更しようとするとき)の義務を果さず、不履行した。サークルのトップリーダー・同好会リーダー
- X・Yは、独断で付与権限を背任し、非会員の自由裁量に放任
2年10ヵ月(4会計年度)69回¥128,193円を会員から略取した
4会計年度のサークルに対する補助金(132千円×4=528千円)が交付された

補助金の返還(補助要綱第17条(1)(2)(4)に該当)と行政指導を求めた(資料3～名刺から)

神戸市高齢福祉部高齢福祉課	E主査(H19)'07.9.13	} 7か月 怠慢で、公正、中立を 欠如、地方自治法 第242条2項の正当 な理由といえる
〃 北区まちづくり支援課	C課長(H19)'07.9.26	
	D係長	
資料 No9～(右側) 下欄	20-3-26	
資料 No9～(左側) 神戸市保高高第114号	H20.4.22	

第3. 資料 No8～民法第724条の時効消滅は知った時から3年

〃 No4～右欄に(H19)'07.8.3に打合せ時に知り、同年9.13と9.26に申入れ
7か月経過(行政の怠慢により引き延ばしの意図)

さらに神戸市保高高第114号の表現は、議決権の侵害及び概念と整合せず、内部告発者(A)とサークル会員に対し欺瞞文書は、公務員の公正、中立を欠如した公文書で専管職務(分)の不作为に当る

よって、平成22年5月24日付の「住民監査請求」で老人クラブ「サークルQ」に於て、
神戸市老人クラブ補助要綱

神戸市老人クラブ運営基準
の権利（補助金）は、受給したが、
義務（定義、会員制、事業計画等）を履行しないことは、
罰則（補助金の返還）
に該当する

神戸市は公金（補助金～税収が源泉であろう～したがって、公正、中立が当然である）受給者側（A）が敢て、補助金の求償を告発したが、私宛の公文書（神市保高高第 114 号）では、規程を侵害していない
よって、「有志の方々で自主的に実施…」議決権の侵害はしていないと、いっているのですよ？地方自治法 242 条と 2 項に該当する

この公文書（A宛～神市保高高第 114 号）を立案（E 主査）
その原文となるリサーチした（C 課長、D 係長）
及びりん議書に押捺した（局長・部長・課長）は、

- (1)公金（補助金の交付）に対する感覚が麻痺している～職務規律の違反
- (2)規程に（義務の欠如）適合しない老人クラブに対して、罰則適用は当然で、規程の本旨である
- (3)北区まちづくり支援課に北区Rの連絡所が設けられている
関与者のXは、理事、Yは委員を兼務、面識は必然であり、人情として、何らかの意図が働くのも必然で公文書の流れからC→Eによって、Cの意図をそっくりEが立案した（E 主査と接触時、関与者Xが、神市保高高第 114 号の末尾 2 行をC 課長から聞いたと、発言している）
- (4)以上(1)～(3)と第 1・第 2・第 3 から地方自治法第 242 条 2 項の正当な理由として、公務員（6 名）の規程（補助要綱・運営基準、規約）の拘束を、勝手にねじ曲げた神市保高高第 114 号は公正、中立はみじんもなく、不正な公金支出を指摘したAに対する公序良俗（法順守、理論、規則、標準、人道、倫理）及び
原理（多くの物事の根本にある真理、法則）
原則（根本の法則、本来の規則）
の欠如は申す迄もなく専管義務の違背と
理念、道理、も全く感じられぬ

- 第 4. 以上の理由から不正な公金（補助要綱に基く老人クラブ「サークルQ」への 4 会計年度 ¥528 千円）を交付した神戸市職員に対し、
- 1. 懲戒処分（氏名は 3 に列記する）に相当する
 - 2. 「サークルQ」から義務忌避により、補助要綱第 17 条（補助金の取消しと補助金の返還）に相当
 - (1)この補助要綱に違反したとき
 - (2)不正な手段で交付をうけたとき

(4)事業計画と大幅に異なる事業を実施したとき

(注)取消し、または、返還については、規程権者にて決定してください

3. 神戸市職員で神市保高高第 114 号に関与した氏名

- (1)神戸市保健福祉局長 F
- (2) // // 高齢福祉部長 G
- (3) // // // 高齢福祉課主査 E
- (4) // 北区まちづくり推進部まちづくり支援課長 C
- (5) // // // 係長 D
- (6) // 保健福祉局高齢福祉課長 (氏・名不詳)

以上 6 名に対し、A 宛公文書（神市保高高第 114 号～資料 No.9）の末尾 2 行の文言は専管の職務（神戸市老人クラブ補助要綱と同運営基準・老人クラブ「サークル Q」会則の権利、義務、罰則）を怠り、尚かつ A が、平成 22 年 5 月 24 日付で、規程（補助要綱・運営基準・会則）の義務不履行によって、サークル会員から不正な募金をした関与者（Z・Y・X）の不法行為（民法 709 条、719 条、724 条）を告発した

にも拘らず上記(1)～(6)の 6 名は、A 宛公文書（神市保高高第 114 号）により、専管業務に該当しないと明言は、職務分掌に違反している

サークル Q に対し 4 会計年度に渡り公金（老人クラブ補助要綱第 17 条(1)(2)(4)に違背に該当）を支出した。上記(1)～(6)の 6 名は、不正な公金支出を実行した

第 5. よって第 4 に記載した公正・中立な処置を求める

- 1. 神戸市職員（第 4－3－(1)～(6)）6 名の懲戒処分
- 2. 神戸市は老人クラブ「サークル Q」が、規程（補助要綱・運営基準・会則）を 4 会計年度に渡り、義務の侵害をした
よって補助要綱第 17 条（補助金の取消しと補助金の返還）を適用が相当である

第 6. 資料添付

No. 8～民法 709・719・724 条

No. 9～神市保高高第 114 号（左側）と（右側）B 氏文書下欄～20-3-26

No.10～議決・機関～の概念（広辞苑より）

尚、平成 22 年 5 月 24 日付の資料 No1 から No7 と上記 No8～No10 をもって全資料とする
(参考)

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

しかるに本件請求についてみると、請求人は、「神戸市職員…6名は、不正な公金支出を実行した」とし、その論拠となるのは、「（非会員が）2年10ヶ月（4会計年度）69回（にわたる募金活動で）¥128,193を会員から略取した」ことから、「老人クラブに於て…権利（補助金）は受給したが、義務（定義、会員制、事業計画等）を履行しないことは、罰則（補助金の返還）に該当する」という主張を展開しているが、市の財務会計上の行為とは全くかかわりのない募金活動が、補助金支出の違法（不当）性との間に関連性を有するとは認められない。

また、補助金の支出年度は特定されていないが、（前回請求内容より）仮に4会計年度を平成14～17年度とした場合、明らかに1年を経過しており、また、請求人による「平成19年8月3日に打合せ時に知り、同年9月13日と9月26日に申入れ7か月経過（行政の怠慢により…）」という主張については、請求人が、当時においても老人クラブへの補助金支出の有無を十分に知りえる状況にあったことから、当該行為のあった日から1年を経過したことに対する正当な理由とは認められない。（平成14年9月12日最高裁判例によれば、当該行為が秘密裡になされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、「正当な理由」の有無は、客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである、とされている。）

なお、請求人が主張する民法第724条は、不法行為による被害者の損害賠償請求権の消滅時効に関する規定である。そもそも被害を受けた者が、加害者に対して損害の回復を求める民法上の行為と、納税者として、市が被った損害の補てんや行為の是正等につき、監査委員に監査を求める住民監査請求とは全く異なるものであり、民法第724条による損害賠償請求権の消滅時効が3年であることと、住民監査請求の1年の期間制限とは何の関係もない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。